

グローバルイノベーター育成事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

グローバルイノベーター育成事業

2 事業の目的

本事業では、仙台・東北に所在するスタートアップ等（事業立ち上げ期～シード期）をシンガポールに派遣し、現地のスタートアップや投資家、政府機関、事業会社、大学等の海外のエコシステムとのネットワーク形成を図り、シンガポールを起点とした東南アジア市場等での販路開拓や商談獲得を支援することで海外事業の立ち上げや事業成長を後押しし、仙台・東北に根差しながら世界で稼ぐスタートアップ輩出を目指す。

3 業務の内容

(1) 支援対象企業の発掘及び選抜

- ・シンガポールを起点とした東南アジア市場等での販路開拓等を目指すスタートアップ等を発掘し、委託者と協議の上、7者程度を選抜すること。

(2) 渡航前研修の実施

- ・3（1）で選抜した者に対し、ニーズヒアリングを実施し、現地でのネットワーキング先の検討や現地渡航前の必要と考えられる事前準備（シンガポール等の商習慣のインプットや英語でのピッチトレーニング機会の提供等）を実施すること（オンライン可）。

(3) シンガポール等派遣プログラムの実施

- ・シンガポール等に派遣し、現地のスタートアップや政府機関、事業会社、大学等との面談機会、ならびに現地の投資家やベンチャーキャピタル、スタートアップ経営者等とのネットワーキング機会を提供すること。また、本プログラム参加者の渡航費等として、2,100千円計上すること。なお、現地プログラムの実施時期は10月下旬から11月下旬を予定しており、実施時期と実施日数については、委託者と協議の上、決定すること。

KPI：現地プログラムでのマッチング件数50件以上

(4) フォローアップの実施

- ・3（3）のプログラム終了後、各プログラム参加者に対し定期的な面談を実施し、適宜、フォローアップを実施すること。また、各プログラム参加者のニーズに合わせて、仙台スタートアップスタジオ等と連携しながら、適宜フォローアップを行うこと。

(5) 最終成果発表会の開催

- ・委託者が別途実施する仙台グローバルスタートアップ・ハブ事業の最終成果発表会において本事業の採択者が登壇できるよう日程調整やプレゼン指導等を実施し、仙台グローバルスタートアップ・ハブ事業受託事業者と連携して対応すること。なお、会場手配等のイベント運営にかかる経費は提案に含める必要はないが、成果発表会の出席に係る本事業の事務局経費（交通費等）は計上すること。
- ・実施時期：令和8年2～3月頃
- ・実施場所：委託者が指定する場所（仙台市内を予定）
- ・実施内容：採択者によるプレゼンテーション、トークセッション等

(6) 情報発信・広報

- ・グローバル展開を目指す機運醸成や本プログラムの認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。また、本プログラムの実施状況等についてまとめたレポートを定期的に作成し納品すること。レポートは発注者において本市HP等に掲載する。
- ・写真や動画をレポートやHPやSNS等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ること。著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないこと。

(7) アンケート等の実施

- ・本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者及び本事業の採択者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。

(8) 成果報告書の納品

- ・本業務終了時には、(1)から(7)の実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、ネットワーク、個々の連絡先と連携内容、起業家支援の方策等の見解、提言をまとめた報告書を作成して納品すること（A4紙媒体及びファイルデータ、写真・映像データ）。

(9) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。
- エ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的（最低でも月1回）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせによ

り協議、調整を行うこと。

オ 契約において受託者に対して委託した本事業が終了（中止又は廃止を含む。以下において同じ。）する場合で、かつ、受託者と同一でない場合には、受託者は後任者に対して、以下のすべての事項について、契約において受託者に対して委託した本事業の終了までに、確実に引継ぎを完了し、後任者が本事業を行うに当たって、支障がないようにすること。

4 委託料

委託料の上限額 19,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>）に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。
- (5) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。